

～いまだに根強く残る同和問題の解決に向けて～ 「無関心」ではなく、わたしたち一人一人の問題として向き合みましょう！

**「部落差別の解消の推進に関する法律」が
平成28年12月16日に公布・施行されました**

この法律は「現在もなお部落差別が存在」し、近年のインターネット等の「情報化の進展」に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と規定しています。

＜同和問題の解決に向けた課題＞

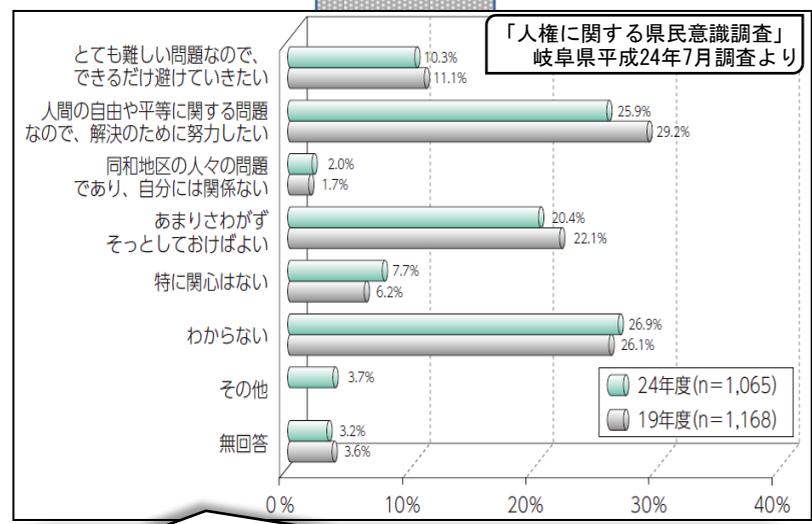
同和問題は、歴史上つくりられた身分制度による差別問題であり、我が国固有の重大な人権問題です。特に、居住地やその出身者に対する差別という点が同和問題の特徴です。

現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、就職時の差別についても課題が残っています。私たちは、この問題の早期解消に向け、全力で取り組んでいく必要があります。

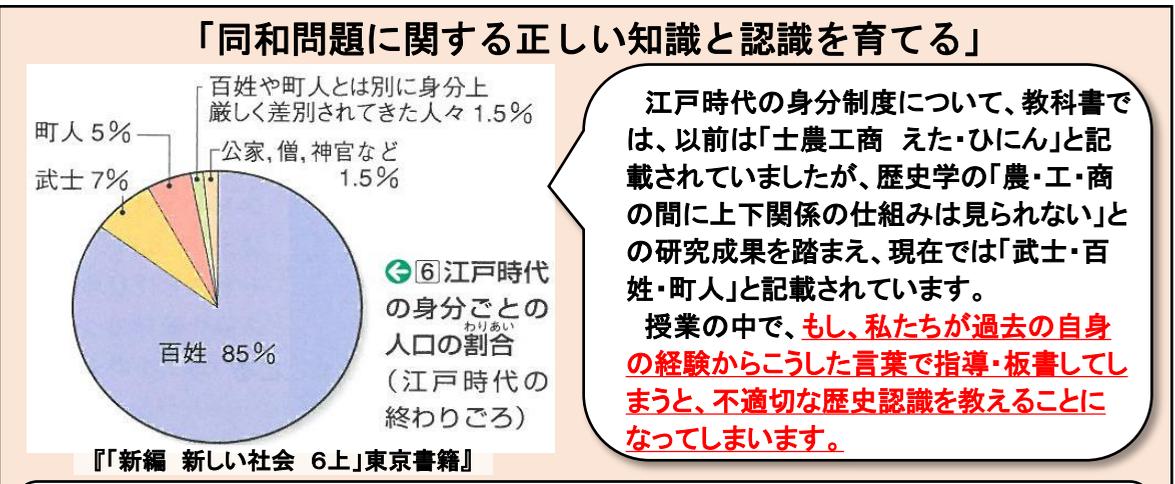
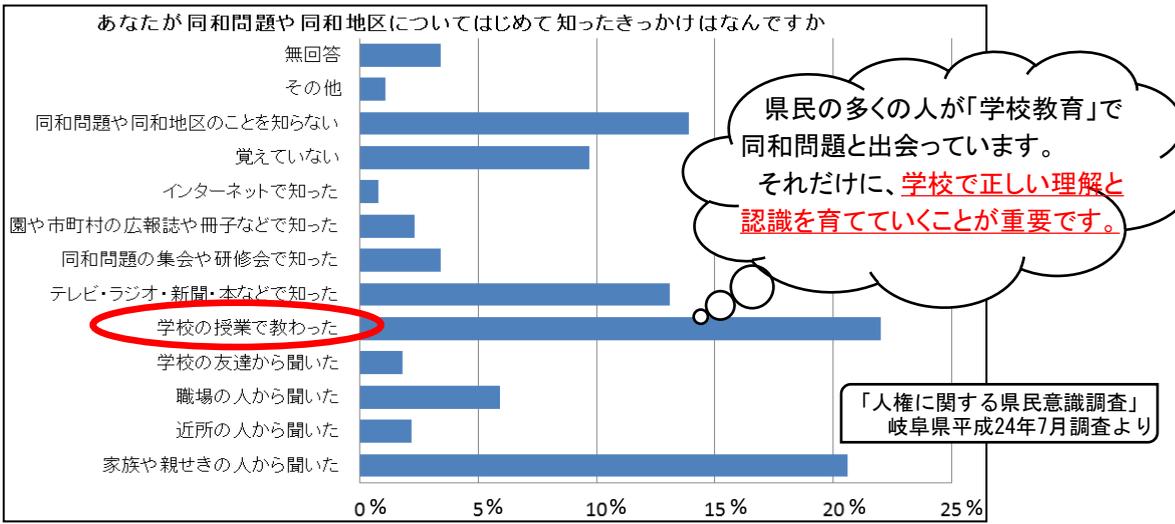
—今なお潜む心理的差別—

・私が街のお店屋さんへ出向いた時、先に注文していた女性が、店の人に何やら気難しいことを言っていた。
「この箱は嫌だから、他の箱に取り換えて欲しい。」
「この箱に書かれた住所が困る。高齢者にこの箱で贈り物をする、この住所を見て嫌がる人がいるからです。」
・私はこの女性が同和問題を気にしていることを実感した。
・私は女性には評判のいい店であることを伝え、「店の住所にこだわることはおかしい」と諭した。

「～岐阜県人権教育協議会委員の講話～より」



本調査では、「同和問題についてあなたはどのように考えますか？」の項目で、25.9%の人は解決のために努力したいと答えています。しかし、7割を越える県民の意識は「わからない」「できるだけ避けたい」「関係ない」「そっとしておけばよい」「関心がない」などでした。「わからない」「無関心」ではなく、自分たちの問題として捉えられる児童生徒の育成を目指したいものです。



部落差別の解消を図るためには、同和問題とは何かを正しく知っていることが必要です。例えば社会科では、**歴史学習全体の中で、計画的に位置付け、既習の知識・概念を想起したり、活用したりしながら関連付けて学習していくことが必要です。**

小学校社会科における同和問題学習の流れ	中学校社会科における同和問題学習の流れ
「足利義政が建てた銀閣」 P 58～ 59	「室町文化とその広がり」 P 86～ 87
○石と砂で世界を表す～竜安寺の石庭～	○河原者たちの優れた技術
「人々のくらしと身分」 P 82～ 83	「さまざまな身分と暮らし」 P114～115
○厳しく差別されてきた人々	○厳しい身分による差別
「新しい学問・蘭学」 P 94～ 95	「享保の改革と社会の変化」 P126～127
○医学を支えた人々	○百姓一揆と差別の強化
「国学の発展と新しい時代への動き」 P 96～ 97	「新しい学問と化政文化」 P130～131
○渋染一揆	○「解体新書」と二つの解剖図
「明治の新しい世の中」 P102～103	「外国船の出現と天保の改革」 P132～133
○本当の平等を求めて	○洪染一揆
「生活や社会の変化」 P122～123	「新政府の成立」 P160～161
○山田少年の差別をなくすうったえ	○身分制度の廃止
「これからの日本を考えよう」 P150～151	「深めよう～「解放令」から水平社～」 P190～191
	「広がる社会運動と普通選挙の実現」 P208～209
	○解放を求めて～山田少年の訴え～
	「持続可能な社会に向けて」 P262～263
	○日本社会の課題

同和問題に対する指導について Q&A

Q1 同和問題の指導は、社会科の授業でしっかり行えば問題ないと思いますがどうでしょうか。

A 社会科の授業で、歴史について正しく認識できるようにしていくことはもちろん大切です。しかし、社会科の授業だけで同和問題の解消に向けた指導をするわけではありません。特別の教科「道徳」をはじめ、他の教科や領域でも関連を図って取り扱ったり、人権教育における「三つの力」を意識して指導したりすることで、非科学的で不合理な見方や考え方による差別事象を見抜き、立ち向かう力を培っていきます。

Q2 校区に同和地区はありませんが、それでも指導をする必要はあるのでしょうか。

A もちろん指導すべきです。全ての児童生徒が将来、いつ、どこで生活することになるかは分かりません。様々な人々と出会い、多様な環境の中で生活をしています。どんな状況下においても、同和問題をはじめとする不合理な偏見や差別には立ち向かっていく必要があります。正しい理解と認識のもとで揺るがない心を育てていくことは重要です。

Q3 同和問題は、どのように授業で扱えばよいでしょうか。

A 社会科の教科書には、様々な同和問題に関する内容が記載されています。歴史的な経緯や、差別をされた人々が「歴史的に大きな社会的役割」を果たしていたことについて正しく指導することが重要です。また、特別の教科「道徳」では、「峠」、「お父さんくやしいよ」、「愛は満たされた、されど…」等の資料を通して自己の生き方を見つめることができます。

Q4 校内研修を実施したいのですが、どのように研修を進めればよいでしょうか。

A 本リーフレットや「人権教育の手引き(H24)」を活用するとともに、人権教育幹部研修、教員研修等に参加された先生が中心となった研修報告等を積極的に行いましょう。センター研の経年研修には、人権に関する内容を取り入れ、その他、希望者を対象にした人権教育講座も実施しています。ぜひ、こうした研修に参加し、校内の先生方に学んだ内容を広めていきましょう。

Q5 よい実践事例を知りたいのですが、どうすれば分かるでしょうか。

A 県が刊行した「人権教育指導資料No.49、50」や「ひびきあいNO.12」「同和教育指導者用手引(H3)」では、同和問題についての具体的な実践事例を掲載しています。

・文部科学省から出されている「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)実践編H20」では、個別の人権課題に対する具体的な指導事例が掲載されています。

＜次の機関でも人権啓発視聴覚資料が得られます＞

・岐阜県図書館視聴覚ライブラリー 058-275-5111
※ホームページから所蔵リストが確認できます。

・岐阜県人権啓発センター 058-272-8252
・岐阜県地方務局 058-245-3181